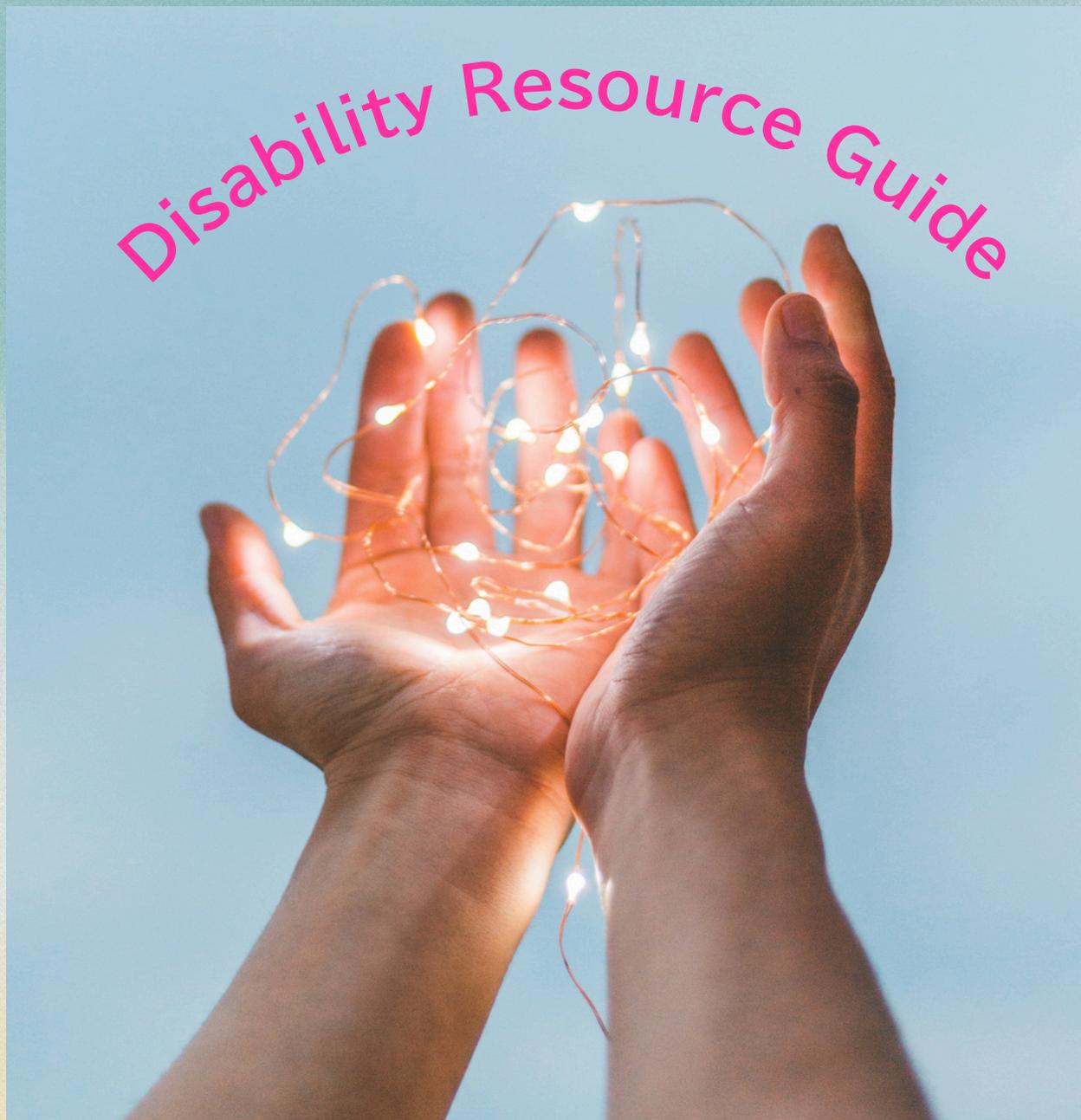


The Essential Book for Understanding Support for  
Students with Disabilities



---

**D&I推進委員会**  
**2025年4月**

# もくじ

## CHAPTER 1

- 合理的配慮の基本的考え方
- 支援を受取る力をともに育てよう
- 支援の内容
- 修学支援の流れ
- 修学支援の流れ 注意点



## CHAPTER 2

- 障がい別 支援の具体例
  - ・視覚障がい
  - ・聴覚障がい
  - ・肢体不自由
  - ・精神障がい
  - ・発達障がい
  - ・その他の障がい・疾患
- 災害時について

\*本文中の下線箇所をクリックすると、関連リンクを参照できます



# 合理的配慮の基本的考え方

令和3年(2021年)「障害者差別解消法」が改正されたことにより、令和6年(2024年)4月から、私立大学を含む全事業者に対し合理的配慮の提供が義務化されました。本学では平成29年(2017年)に「日本体育大学障がい学生修学支援規程」を制定、関係職員や授業担当者等が連携しながら障がいのある学生への支援を行ってきましたが、法改正に伴いさらなる整備と充実を図り、支援体制の周知および障がい者差別解消を啓発する取組みを推進することとなりました。

「障害者差別解消法」によると合理的配慮とは、「障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときにその社会的障壁を除去する」こととなっています。これは、障がいのある学生から何らかの配慮を求める意思表示があった場合、過重な負担にならない範囲で社会的な障壁を取り除くための必要な変更や調整のことです。

本来、合理的配慮の内容は、それぞれの学生の置かれている状況や場面によって異なり、多種多様で個別性が高いものです。そのため、具体的でより現実的な検討の機会となるよう、合理的配慮に関する本学の基本的な考え方を以下に示します。

- **学生が自ら支援を求める意思表示に基づいていること**
- **配慮の内容について学生と教職員、大学側が建設的な対話を十分に重ねること**
- **配慮により他の学生に不利益が生じる、教育等の本質に変更や偏りが生じる、大学側に財政等の過重な負担等が生じる場合は、代替手段の検討を学生に伝えること**
- **配慮の内容は、学生本人の合意形成の上で決定すること**

このガイドブックは、本学での学生生活において障がいや理由として生じるさまざまな社会的障壁が取り除かれ、安心して学び生活できることを目指して作成しました。学生、教職員、その他本学関係者の方々に活用され、さらなる支援の充実と共に一人ひとりの学生の自己実現につながることを願っています。



# 支援を受け取る力をもとに育てよう

大学生活では高校までとは異なり、受け身ではなく、より主体的に行動することが求められます。授業の履修計画を立てることから、課題の提出、実験・実習への参加まで、自己管理や判断が必要な場面が増えていきます。さらに、競技力の向上と学業の両立という大きな課題に向き合う多くの学生が在籍しているのが本学の特徴です。

トレーニング、実技科目、理論の学習など、心身ともに高い要求が課せられる環境で、障がいを持つ学生の皆さんは、時として独特の困難に直面することがあります。大学生活を送る中で直面する困難に対して適切な支援を受けることは皆さんの権利です。

競技スポーツの世界では「困難を一人で乗り越える」ことが美德とされる場面もありますが、必要な支援を適切に求めることはむしろ強さの表れです。そして、その支援を自ら求めていく力を身につけることは、大学生活だけでなく将来の社会生活においても重要なスキルとなります。



**自身の特性を理解し、必要な配慮を適切に伝えられることは、大きな強みとなります。** 支援を求めるプロセスは、自己理解を深めセルフマネジメント能力を高める機会となります。

これは競技力向上だけでなく、将来社会人として活躍する際にも重要な経験となるでしょう。本学にはパラリンピアンとして活躍する学生や、障がいがありながらも各競技や学業で素晴らしい成果を残している学生が在籍しています。彼らも必要な支援を受けながら、自分の可能性に挑戦し続けています。

体育・身体活動・スポーツを通じた健康で豊かな社会・人づくりに貢献できる人材の輩出を目指す本学において、障がいの有無にかかわらず、すべての学生がその可能性を追求できる環境を整えることは私たちの使命です。



もちろん、体育・スポーツ以外の分野で活躍する皆さんも同様です。大学は皆さんの学ぶ権利を保障し、それぞれの可能性を最大限に引き出すための場所です。日体大は、皆さんが自分らしく学生生活を送れるよう継続的にサポートしていきます。

# 支援の内容

## 1. 入学試験について（アドミッションセンター）

**\* 入学を検討している方はまずこちらにご連絡ください。**

入学試験時の配慮や大学生活に関する相談ができます。

受験時に配慮が必要な場合は「入学者選抜受験上の配慮申請書」を提出してください。書類を確認後、必要な場合はアドミッションセンターから連絡します。

申請書様式は、本学ホームページ内「入学者選抜受験上の配慮申請」からダウンロードできます。

<入学試験における過去の配慮例>

拡大文字問題冊子の配布、受験時の筆談や文書での確認事項の伝達、別室受験、座席位置の配慮等

☎東京・世田谷キャンパス：03-5706-0910

## 2. 修学について（教学センター）

授業を受けるにあたり必要な配慮について、相談や申請ができます。**申請の流れや配慮の具体例（障がい別）については別ページに詳しく記載しています。夏季・冬季の野外実習において、配慮が必要となる場合も担当教員や教学センターに相談してください。**

<実習における過去の配慮例>

実習中の補助員の配置、宿舎の部屋割りや入浴時の配慮等

☎東京・世田谷キャンパス：03-5706-0903

☎横浜・健志台キャンパス：045-963-7901

### 3. 就職・進路相談について（キャリアセンター）

すべての学生向けに求人の紹介、履歴書添削や個別の面接指導等を行なっています。

☎東京・世田谷キャンパス：03-5706-0905

☎横浜・健志台キャンパス：045-963-7936

### 4. 個別相談について（学生相談室）

心理カウンセラーに個別相談ができます。

予約方法等の詳細は[こちら](#)から。

☎東京・世田谷キャンパス：03-5706-0812

☎横浜・健志台キャンパス：045-963-7922

### 5. 体調不良時について（健康管理センター）

体調に不安がある時や気分が優れない時など、休憩が必要な場合に利用できます。

☎東京・世田谷キャンパス：03-5706-0854

☎横浜・健志台キャンパス：045-963-7904



## 6. 啓発活動について

すべての教職員に対して研修の機会を設け、障がいや合理的配慮に関する学びを深めます。

## 7. 設備・施設について

東京・世田谷、横浜・健志台の両キャンパスにおいて、主要な建物に自動ドア、エレベーター、多目的トイレ、車椅子者用の駐車場を設置しています。

建物によっては、これらの整備が不十分であったり、キャンパス内の移動において不便さを感じる場面があるかもしれません。今後の課題として、可能な限り改善に努めます。

[バリアフリーマップ（東京・世田谷キャンパス）](#) ※写真つき

[バリアフリーマップ（横浜・健志台キャンパス）](#)



# 住まいの地域の相談窓口も積極的に活用しましょう

大学内における学生生活のみならず、日常生活における合理的配慮については、公的機関の相談窓口を活用することができます。相談窓口の一部を紹介しますので、参考にしてみてください。

## 東京都

### 「東京都による広域支援相談員」

[東京都福祉局ホームページ](#)

## 世田谷区

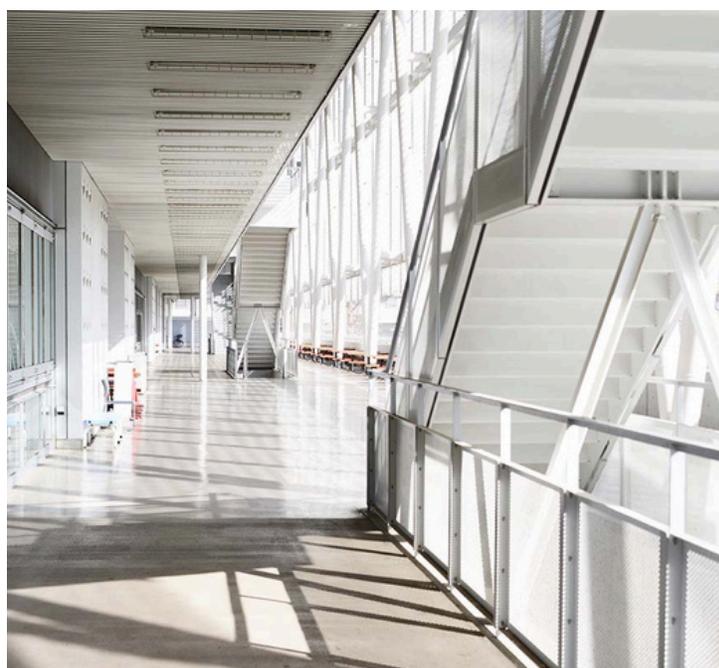
### 「障害を理由とする差別についての相談窓口」

[世田谷区ホームページ](#)

## 横浜市

### 「ピア相談事業」

[横浜市ホームページ](#)



## さまざまな支援の可能性を探ってみよう！

住まいの地域以外にも、さまざまな支援や相談に対応する機関があります。より多くの選択肢を持っておきましょう。

(例)

- ・ 文部科学省

初等中等教育局特別支援教育課：☎03-5253-4111

高等教育局学生・留学生課：☎03-5253-4111

- ・ 一般社団法人全国障害学生支援センター：[ホームページ](#)

# 修学支援の流れ

入学を検討されている方は、まずはアドミッションセンターにお問い合わせください。(☎03-5706-0910)

## 1. 相談

まず、教学センター窓口にて相談してください。支援に関する助言等を行ないます。相談内容は、必要に応じて関連部署に共有されます。

(※守秘義務は遵守されます。)

## 2. 書類提出

「支援申請書」を教学センターに提出します。申請書はセンターで配布します。**※診断書または障害者手帳のコピーを添付してください。**

## 3. 面談

教学センターで障がいの専門知識を有する教員及び職員との面談を行ない「支援申請書」に基づいて、必要な支援について確認します。

## 4. 支援内容の決定

教学センターは、支援内容を「支援願」に取りまとめ、関連の会議体の議を経て、支援内容を決定します。

## 5. 支援スタート

教学センターは、決定した「支援願」を申請学生にお渡しします。**申請学生は、必要に応じて各教員と具体的な配慮について個別に調整してください。**

## 6. 確認

申請学生は、毎学期授業終了後に教学センターに連絡し、今後の支援について希望等を伝え、次学期のための配慮申請をしてください。

# 修学支援の流れ

## 注意点

### 支援願いの提出期限（各学期）

下記の期限までに支援願いを提出してください。締切後も申請は受けませんが、支援の調整には一定の時間（約1ヶ月）を要するため、余裕を持って申請してください。

◆前学期授業のための配慮申請：2月末日まで

◆後学期授業のための配慮申請：7月末日まで

※新入生も同様の期限です。締切後に合格発表がある場合は、速やかにアドミッションセンターまで問い合わせてください。

### 合理的配慮に当たらないもの

教育の本質の変更にあたるもの、大学本来の業務ではないものなどは、合理的配慮の対象外となります。

授業欠席を取り消すなど、申請前の時期に遡って配慮・支援を求めることはできません。

（例）

- ・成績評価の基準を下げること
- ・資格取得や卒業の保障を求めること
- ・本学の財政状況を考慮しない要望
- ・準備期間が短いなかでの配慮実施

### 相談内容に疑問？

#### 窓口で相談してもモヤモヤが残るとき

教学センターに配慮願いを提出したが、希望する配慮が受けられず不服を申立てたいときは、「人権侵害相談窓口」に相談することができます。

<人権侵害相談窓口>

☎：03-5706-0909

メール：nssu.shomu@nittai.ac.jp

# 視覚障がい

障がい別に過去の配慮例を紹介します。

※授業においては、科目特性に応じて学生本人と教員が話し合い、ともに着地点を見つけましょう。

## 1. 概要

視力や視野等の視機能に障害があり、見ることが不自由又は不可能になっている状態で、眼鏡やコンタクトレンズを使って矯正しても、十分な視力を得られない。「盲」と「弱視」に分けられる。

色覚異常がある場合、見えにくい色や色の組み合わせがある。(例：赤と緑、青と紫、深緑と茶色、水色とピンク) また、症状によっては、室内灯や屋外活動時の太陽光の明るさも困難さに関わるため、サングラスの着用が必要になることもある。

## 2. 講義（座学）における配慮例

- ・希望する座席での着席を認める。
- ・授業資料を事前にメール等で提供する。
- ・板書の撮影を許可する。
- ・スクリーンに表示する文字の大きさ・色や背景色を調整する。
- ・イヤホン等の必要な機器の使用や装着を許可する。
- ・ピアサポーターがノートテイク、PCテイクを行う。
- ・試験時等に問題用紙や回答用紙を拡大する。
- ・その他、授業科目の目的等を変更することのない範囲で環境の調整を行う。

## 3. 実技授業における配慮例

- ・更衣室から実技場所への導線を補助する。
- ・タッピングによる補助（例：水泳）
- ・その他、学生本人がどの程度の動きが可能か、その都度確認しあう。

# 聴覚障がい

障がい別に過去の配慮例を紹介します。

※授業においては、科目特性に応じて学生本人と教員が話し合い、ともに着地点を見つけましょう。

## 1. 概要

音を聴く、感じる経路に何らかの障害があり、話し言葉や周囲の音が聴こえなかったり、聴きづらくなったりする状態。障害の程度は様々で、補聴器等で音を増幅しても、必ずしも明瞭に聴こえるわけではない。

## 2. 講義（座学）における配慮例

- ・希望する座席での着席を認める。
- ・ピアサポーターがノートテイク、PCテイクを行う。
- ・聞き取り用のマイクや音声アプリの使用を許可する。
- ・授業の録音を許可する。
- ・その他、授業科目の目的等を変更することのない範囲で環境の調整を行う。

## 3. 実技授業における配慮例

学生本人がどの程度の動きが可能か、その都度確認しあう。

# 肢体不自由

障がい別に過去の配慮例を紹介します。

※授業においては、科目特性に応じて学生本人と教員が話し合い、ともに着地点を見つけましょう。

## 1. 概要

四肢や体幹に何らかの姿勢や運動の障害・欠損等があり、日常生活に不自由の続いている状態。身体の一部が欠損している、動かさないだけでなく、動いても自分の意図とは違った動きになる、あるいは、十分な範囲を動かすことができないなど、多様な困難がある。

## 2. 講義（座学）における配慮例

- ・希望する座席での着席を認める。
- ・車椅子の学生の座席を入口近くにする。
- ・専用の机等を準備する。
- ・ピアサポーターがノートテイク、PCテイクを行う。
- ・その他、授業科目の目的等を変更することのない範囲で環境の調整を行う。

## 3. 実技授業における配慮例

- ・補助用具を使用して動作を補助する。（例：アーチェリー）
- ・その他、学生本人がどの程度の動きが可能か、その都度確認しあう。

# 精神障がい

障がい別に過去の配慮例を紹介します。

※授業においては、科目特性に応じて学生本人と教員が話し合い、  
ともに着地点を見つけましょう。

## 1. 概要

精神疾患は継続的に日常や社会生活全般に支障がある。  
症状やその強さは時間経過や環境によって変化し、支障に調整が必要となる。  
医療との連携が基本となるため、主治医からの提案を参考にする。

## 2. 講義（座学）における配慮例

- ・希望する座席での着席を認める。
- ・イヤーマフ、耳栓、サングラス等の装着を認める。
- ・必要に応じて授業中の退出を認める。
- ・その他、授業科目の目的等を変更することのない範囲で環境の調整を行う。

## 3. 実技授業における配慮例

- ・オリエンテーション等で時間をかけて説明を行なう。
- ・その他、学生本人がどの程度の動きが可能か、その都度確認しあう。

# 発達障がい

障がい別に具体的な配慮例を紹介します。

※授業においては、科目特性に応じて学生本人と教員が話し合い、ともに着地点を見つけましょう。

## 1. 概要

生まれつきの脳機能障がいのため、外界からの刺激の受け止め方（認知）、対人関係や社会的ルール（社会性）、学習、注意及び集中に偏りや問題がある。下記のとおり分類されるが、重複していることも多い。

### ASD（自閉症スペクトラム）

見通しをもったり、相手の意図がうまく理解できないことがあり特定の強いこだわりや感覚過敏（におい、光、音、感触）もある。コミュニケーションスキルに関わる。

### ADHD（注意欠陥多動症）

常にどこかが動いており（多動性）、思いついたらすぐに着手したくなる（衝動性）。集中を保つことも苦手で不注意によるミスも多い。ライフスキルに関わる。

### SLD（限局性学習障がい）

本を読んだり、文字を書いたり、計算をしたり等、特定の学習に関わる能力がうまく発揮できない。ラーニングスキルに関わる。

# 障がい別の配慮

## 2. 講義（座学）における配慮例

### <ASD>

具体的な大学生活をイメージして計画をたてられないことがあるため

- ・ 相談窓口を紹介する。
- ・ 履修登録の支援をする。
- ・ 卒論指導等の際に綿密に打ち合わせる。
- ・ グループワークの人数や環境に配慮する。

### <ADHD>

スケジュール管理が困難なことがあるため

- ・ 一緒にスケジュールを確認し必要に応じ、個別に連絡してフォローする。
- ・ 授業等に関する変更連絡はなるべく早く周知する。一貫して同じ方法での周知を行なう。

### <ASD、ADHD>

マルチタスク（話を聞きながらメモをとる等）が困難なことがあるため

- ・ 授業の録画や録音を許可する。
- ・ 配布資料を事前に提供する。

### <SLD>

- ・ 手書きが難しい場合に、PC等の使用を許可する。

## 3. 実技授業における配慮例

- ・ オリエンテーション等で時間をかけて説明を行なう。
- ・ 説明をする際に、文字、絵、図などを用いる。
- ・ シングルタスクからマルチタスクへ段階をつける。
- ・ その他、学生本人がどの程度の動きが可能か、その都度確認しあう。

# その他の障がい・疾患

視覚、聴覚、肢体不自由、精神、発達障がい以外にも、日常生活に支障をきたすような障がい・疾患は多く存在します。

## 1. その他の障がい・疾患とは？

例えば、頭位めまい症、多汗症、脱毛症、PMS（月経前症候群）、場面緘黙症、吃音症などがある。個別性の高いこれらの症状に対して、どんな支援が必要になるか、その都度話し合って調整していく。

## 2. 配慮例

- ・希望する座席での着席を認める。
- ・授業中の一時的な離席を認める。
- ・帽子の着用を認める。
- ・大勢の前での発表機会がある場合には、本人と相談のうえ、調整する。

**診断書や障害者手帳を持たないけれど、学生生活に困難さを抱える学生の皆さん、学生相談室や教学センターをぜひ訪ねてみてください。**



# 災害時について

災害時には、普段以上の困難が生じます。日頃から、もしもの時に備えておきましょう。

・学内の避難所は、下記のとおりです。避難指示が出された場合、すみやかに避難を開始してください。普段から避難経路を確認しておくようにしましょう。住居周辺や通学経路等の避難場所も把握しておきましょう。

■東京・世田谷キャンパス避難所：グラウンド

■横浜・健志台キャンパス避難所：ラグビー場及び陸上競技場

・家族、友人、大学教職員など身の周りの人と緊急時の対応（連絡手順等）を話し合っておきましょう。

・災害時、周りの人から適切な支援を受けられるよう、障がいの症状や困難なことを整理しておきましょう。出来れば書き留め、常時携帯しましょう。

## ✓ 災害時、必要な情報を得よう

↓クリック

[NHK「災害時障害者のためのサイト」](#)

災害時の情報や防災に関する様々な情報が、障がい別に掲載されています。普段から目をとおし、ぜひ活用してください。

## ✓ 安否を大学に伝えよう

災害時、学内ネットワーク「n-pass」にアクセスすると安否確認画面があらわれます。n-passへのアクセスが困難な場合、

①学籍番号 ②氏名 ③現在地 ④ケガの有無を

下記まで電話またはメールで知らせてください。

☎：03-5706-0904（学生センター）

メール：nssu-safety@nittai.ac.jp